

福祉サービスのご案内 (身体障害者手帳用)

屋久島町役場福祉支援課

:

屋久島町内には、身体や知的、精神に障がいを持つ方の団体があり、様々な活動に取り組んでいます。

各団体では随時会員を募集していますので、興味のある方はお気軽にご連絡ください。

各福祉団体の紹介

団体名	活動内容	連絡先
<p>屋久島町身体障害者福祉協会</p>	<p>及指ををフス、業組上目携睦ル者加事り向を連親ゴ害参談取の進との下障の相に祉促体者ン県へる業福の団いウや等す事者加係がラ催会関なす。い参関障グ開大に々まが会、るのツイ様い障社てりめ会一がどでびし函深大ポ障なん</p>	<p>福祉課まで 支援課まで 連絡ください ☎43-5900</p>
<p>屋久島町精神障がい者家族会 (石楠花未来館)</p>	<p>精神の安(階オしいなな家族)ケて者つ要家館1ラ通がと必る来一力を障場がい未ターや動神の援が花ターや動神の支者楠ン作なむ憩にい石セ物々住のす。日身障で総、合小様に族ます。活神会房はな町とて</p>	<p>福祉課まで 支援課まで 連絡ください ☎43-5900</p>
<p>屋久島町手をつなぐ育成会 (知的障がい者)</p>	<p>立目及で動レし自を(本団ンどとき社自を人体活のおと会すの)支援者ラ会ンきせて者支援者ラ会ンきせてが生活保護者キキシが暮動障・た支報つ一もく活知的の支報つ一もく活知的とそ。もリエ誰して(就のびすやくて分願</p>	<p>福祉課まで 支援課まで 連絡ください ☎43-5900</p>

制 度	対 象 者	概 要	手 続 き 先
障 害 基 礎 年 金	身体障害手帳 3級以上の方	国民年金法で定める障害等級表（1級・2級）に該当する障がいを持つ方で20歳に達した時から支給されます。 ※左欄の等級は目安ですので詳しくは所管課までお問い合わせください。	健康長寿課
町営住宅 の減免	障害者手帳 所持の方	家賃の4分の1を減免とする。ただし、減免額が1千円に満たない場合は1千円を減免額とします。※所得制限あり	建設課
所得税及 び住民税 の減免	身体障害手帳 3級～6級の 方	【障害者控除】 所得税 27万円、住民税 26万円の控除が受けられます。 ※控除認定は福祉支援課までご相談ください。	税務署 (所得税)
	身体障害手帳 1級～2級の方	【特別障害者控除】 所得税 40万円、住民税 30万円の控除が受けられます。 ※控除認定は福祉支援課までご相談ください。	町民課 (住民税)
自動車税 の減免	身体障害手帳 3級以上の方	左記の欄に該当する障がい者が所有する自動車で、障がい者が運転する自動車、または、障がい者（児）の通学・通院等のために生計を一にするものが運転する自動車について減免します。 ※生計同一者が運転する場合には、生計同一を証明する福祉支援課の証明（生計同一証明書）が必要です。	熊毛支庁 県税課 (自動車税)
軽自動車 税の減免			町民課 (軽自動車税)

制 度	対 象 者	概 要	手 続 き 先
障害児福祉手当	20歳未満の障害児	20歳未満の障害児で、日常生活で常時の介護を要する者の在宅生活を向上させるために支給される手当です。該当条件があるため詳しくは福祉支援課までお問い合わせください。	福祉支援課
特別障害者手当	20歳以上の障害児者	20歳以上で障害を2つ以上持つ、または重度の障害のため日常生活能力において常時介護を要する者の在宅生活を向上させるために支給される手当です。該当条件があるため詳しくは福祉支援課までお問い合わせください。	福祉支援課
特別児童扶養手当 (1級)	20歳未満の障害児	20歳未満の重度の障害児を監護している保護者に支給される。該当条件があるため詳しくは福祉支援課までお問い合わせください。	福祉支援課
特別児童扶養手当 (2級)	20歳未満の障害児	20歳未満の中度の障害児を監護している保護者に支給される。該当条件があるため詳しくは福祉支援課までお問い合わせください。	福祉支援課
ねたきり老人等介護手当	身体障害手帳 1級の方	左記の欄に該当し、介護サービスを受けていない方の介護者に対して4カ月に1回手当金を支給する制度です。 ※住宅改修・福祉用具の貸与・購入は除く	福祉支援課

制 度	対 象 者	概 要	手 続 き 先
補装具の 給付	身体障害手帳 保持者	障がい者（児）の身体機能を補完または代替する用具であり、装着することにより、日常生活等での能力向上を図ることを目的として支給されます。	福祉支援課
日常生活 用具の給付	身体障害手帳 保持者	身体障がい者が家庭生活を営む上での不便を解消し自宅で生活することを容易するために用具が支給されます。	福祉支援課
住宅改修 費助成事 業	下肢、体幹の 身体障害の 方(3級以上)	下肢、体幹の身体障がいであって障害程度が3級以上のもの（ただし、特殊便器への取替えについては、上肢障害2級以上の者）の方に手すりの取り付けや段差の改修を行います。 ※介護保険制度優先	健康長寿課 （介護保険） 福祉支援課
日中一時 支援事業	手帳所持の方	在宅で障がい児・者を介護している方が疾病、事故、出産や旅行などで一時的に介護ができない場合に、1か月に10日を限度として、施設において、日帰り入浴、排せつ、食事の介護、その他支援が受けられるものです。	福祉支援課
自動車免 許取得助 成金	身体障害3級 以上	身体障害3級以上の方に免許交付から3カ月以内に申請いただいた方に、入所料、教材費、適性検査料等の負担額を最大10万円まで支給する制度です。	福祉支援課

制 度	対 象 者	概 要	手 続 き 先
自立支援 医療更生 医療	身体障害手帳 保持者	身体障害者手帳に記載されている障 がい(部位)に対して、その障がいを除 去・軽減する手術等により効果が期待 できる通院や入院の医療費の一部を公 費で負担する制度です。	福祉支援課
自立支援 医療育成 医療	18歳未満のみ	身体障がいをもつ児童または現在疾 患等を放置すると将来において障がい を残すものと認められる児童に対し、その 身体障がい除去・軽減される手術等 の医療費の一部を公費負担する制度で す。	福祉支援課
臓器機能 障害者旅 費助成金	臓器障害の方 とその治療に対 する提供者	臓器の機能不全等により島外の医療 機関において臓器移植術を受ける者及 び臓器移植術後の免疫抑制療法等の 治療を受ける者に対し、旅費に要する経 費を一部助成する制度です。	福祉支援課
パーキング パーミット 制度	身体障害手帳 保持者	公共施設や店舗の身体障がい者用 の駐車場で利用者証を表示しておけば 優先して駐車場を利用できる制度で す。	屋久島保健 所(松峯)
重度心身 障害者医 療費助成 制度	身体障害2級 以上又は身体 障害3級で右 欄に該当する 場合	重度心身障がい者(児)が保険で医 療を受けた場合、自己負担額に対して 助成を行う制度。身体障害3級の交付 を受けたもので、かつIQ50以下と判定さ れたもの。	福祉支援課

制 度	対 象 者	概 要	手 続 き 先
NHK放送 受信料免 除	半額減免の方 (右欄の方)	世帯主が視覚障害又は重度の身体障がいである方が対象になります。 ※重度の身体障がいの方とは身体障害者手帳2級以上の方です。	福祉支援課
	全額減免の方 (右欄の方)	世帯員の中に身障手帳、療育手帳、精神手帳をお持ちの方がおり、かつ住民税非課税世帯の方です。	福祉支援課
有料道路 の割引	障害手帳所持の方又は障がい者が乗車する自動車運転する方	障がい者本人もしくは本人以外の者が、(障がい者の)通勤、通学、通院等の移動のために運転する自動車に対し、有料道路(高速道路)の割引が適用される制度になります。	福祉支援課
心身障害 者扶養共 済制度	手帳所持の方	本人の保護者又は扶養義務者で65歳未満であれば、最大2口まで加入でき、加入者が事故及び疾病で扶養能力がなくなった場合、並びに死亡した場合に本人に対し、1口につき2万円の年金が給付されます。 ※月額掛金は、加入者の年齢により異なります。	福祉支援課
旅客運賃 割引制度	手帳所持の方	離島割引との併用はできませんが、公共交通機関で障害者手帳をみせることで割引を受けられる可能性があります。 (自動車・航空機・高速船・フェリー・タクシー・バスなど)	福祉支援課

制 度	対 象 者	概 要	手 続 き 先
身体障害者用自動車改造費助成事業	身障手帳 (上肢・下肢) 体幹障害4級 以上の方	身体障害者手帳上肢、下肢、または体幹機能障害4級以上で自動車の改造に対して助成金を支給する制度になります。できる場所は操向装置(ハンドル等)、駆動装置(アクセル等)で最大10万円です。	福祉支援課

※役場各課で行う手続きはお近くの役場出張所窓口でもできる場合がありますので、各出張所か担当課までお問い合わせください。

【連絡先一覧】

施設名	課名等	所在地	電話
役場本庁	福祉支援課 (福祉事務所)	長峰	43-5900
〃	健康長寿課	〃	〃
〃	建設課	〃	〃
〃	町民課	〃	〃
宮之浦出張所	地域住民課	宮之浦	〃
安房出張所	〃	安房	〃
尾之間出張所	〃	尾之間	〃
栗生出張所	〃	栗生	48-2231
口永良部出張所	〃	口永良部島	49-2100
県屋久島事務所	屋久島保健所	松峯	46-2024
種子島税務署	種子島税務署	西之表市	0997-22-0440
県熊毛支庁	県税課	〃	0997-22-0006